

【障がい者相談員の業務】（市要綱）

- 障がい者地域活動の推進
- 更生援護に関する相談に応じ、助言、情報提供、関係機関への連絡等の援助を行う
- 障がい者の更生援護について、関係機関の業務に協力
- 人権尊重意識の普及

- 障がいを理由とする差別についての相談に応じ、助言、情報提供、関係行政機関への通知、調整等を行う
- 市で解決困難な案件は広域専門相談員に情報提供

- 助言、あっせんの求めを行うための支援
- 相談事例の調査研究

【市の業務】（市条例関係）

【地域相談員の業務】（府条例）

- 以下の特定相談に応じ、助言、情報提供、関係行政機関への通知、関係者の調整等を行う
 - ・ 不利益取扱い
 - ・ 労働者の採用、賃金、教育訓練、待遇等
 - ・ 合理的配慮
 - ・ 障がい及び性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合の配慮
 - ・ 不快の念を起させる言動
 - ・ 障害者虐待

- 障がいを理由とする差別案件を把握したときは、市、障がい者相談員又は広域専門相談員に情報提供

【精神障がい者連絡員の業務】
（市要綱）